

# 東金市新型インフルエンザ等対策 行動計画（参考資料）

目 次

(参考1) 千葉県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策.....	1
(参考2) 用語解説.....	4
(参考3) 関係法令(抜粋).....	19

## 千葉県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（千葉県）

※これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はなく、特措法の対象ではないが、新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策を準備しておく。

### （1）実施体制

千葉県内又は他都道府県において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、千葉県健康危機管理対策会議等を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。  
（健康福祉部、農林水産部、環境生活部）

### （2）サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集

鳥インフルエンザに関する国内外の情報を、インターネット等により収集する。得られた情報は速やかに関係部局に伝達する。（農林水産部、環境生活部、健康福祉部）

##### ・情報収集源

- ①国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ②独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ③地方公共団体
- ④その他

#### (2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。（健康福祉部）

### （3）情報提供・共有

(3)-1 千葉県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国と連携し、発生状況及び対策について、千葉県民に積極的な情報提供を行う。（健康福祉部）

(3)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められ、国から、海外における発生状況、国における対応状況等について、情報提供があったときは、

関係部局で情報を共有するとともに、県民に対し積極的に提供する。(健康福祉部、農林水産部、環境生活部)

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 患者及び接触者への対応等

- ①鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、外出自粛等を要請する。(健康福祉部)
- ②疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等を実施する。(健康福祉部)
- ③必要に応じて国に、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請し、国と連携して、積極的疫学調査を実施する。(健康福祉部)
- ④必要に応じ、防疫措置に伴う、防疫実施地域における警戒活動等を行う。(千葉県警察本部)

##### (4)-2 家きん等への防疫対策

○鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、高病原性鳥インフルエンザが発生している地域からの家きん等の移動停止、千葉県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。(農林水産部)

○千葉県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。

- ・国と連携して、防疫指針に即した千葉県の具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を実施する。(農林水産部)
- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要性があり、千葉県による対応が困難である場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。(防災危機管理部)
- ・必要に応じ、防疫実施地域における警戒活動等を行う。(千葉県警察本部)

#### (5) 医療

(5)-1 千葉県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ①感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、

適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。(健康福祉部)

- ②必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、検査方法について、国からの情報提供に基づき、衛生研究所で検査を実施する。(健康福祉部)
- ③鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、感染症法に基づき、入院その他等の必要な措置を講じる。(健康福祉部)

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

○国の要請により、以下について実施する。

- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、千葉県に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

## 【用語解説】

※本市行動計画で使用されている用語の中で、特に専門性が高いと思われるものについて解説する。ただし、解説の内容は、新型インフルエンザ等対策に限った使用方法に限定し解説したのも含まれ、一般的な使用時には別の意味を含む場合もあることにご留意ください。

### ○医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、新型インフルエンザ等を発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者。

### ○一時埋葬

火葬能力を上回る死亡者が出た場合、火葬を待つまでの間、市が指定する市有地等に仮に埋葬を行うこと。

### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

### ○インフルエンザウイルス株

インフルエンザウイルスの種類を判別するための表現方法。上記の型や亜型が同一であっても、僅かなアミノ酸配列の違いにより、更に細かく株という分類に分かれる。株の違いにより、病原性や予防接種の有効性が異なる場合がある。

### ○衛生資器材

新型インフルエンザ等への感染を防ぐための消毒薬やマスクなど。

### ○疫学調査

感染症の原因究明と流行状況の把握のため行う、患者や関係者などからの情報収集を含む統計学的の調査。

### ○オセルタミビルリン酸塩(商品名:タミフル)

インフルエンザウイルスの増殖を抑制することで発症時間を短縮する薬品。A型・B型に作用するが、C型には効果がない。増殖を抑制するという特性から、発症後48時間以降の服薬では効果が確立していない。予防薬としての処方については、日本では健康保険適用外である。

#### ○介護支援事業者

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった要介護者等に対し、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスおよび福祉サービス（総称して介護サービスという）を提供する事業者。介護保険法に基づく介護保険事業者と介護保険外事業者に分けられる。

#### ○外出自粛要請

新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、都道府県知事が住民に対し、期間や区域を定め、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出をしないように協力要請をすることができる。

#### ○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

#### ○隔離

感染症の予防のためには感染源から遠ざけることが一つの方法である。感染源をもっている人まるごとを、接触の機会を減らすために特別な施設に収容すること。

#### ○火葬許可

遺体を火葬するための許可。市役所などに、医師が記載した死亡診断書と家族などが記載した死亡届けを提出し、火葬許可書を受け取る。

#### ○学校保健安全法

学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とした法律。施行規則では、感染症予防に対する取扱いなども規定されている。

#### ○感染症

寄生虫、細菌、真菌、ウイルス、異常プリオン等の病原体の感染により、より高等な動物である「宿主」に生じる望まれざる反応（病気）の総称。

#### ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応するという視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の

推進を図るため、制定された法律。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法について、新型インフルエンザ等対策特別措置法との整合性を図るために一部改正を行うために施行された法律。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○企業・団体等における新型インフルエンザ対策のためのガイドライン

千葉県が平成21年3月27日に県内の企業や団体向けに、まん延防止策や事前の備えについて提示したガイドライン。

○帰国者・接触者外来

発生源からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

都道府県が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者を診察できるようになった場合は、一般の医療機関（内科・小児科、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で受け入れる体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する

者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○季節性インフルエンザ

インフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。日本では、例年12月から3月が流行シーズンである。

○疑似症患者

確定はできないが、伝染病の感染によると疑われる症状が認められた患者のこと。

○基礎疾患

その人が元々もっている慢性的な病気、いわゆる持病のこと。また、病気の元となっているほかの病気のこともし、この場合、白内障を引き起こす糖尿病や、脳卒中や心筋梗塞を引き起こす高血圧なども基礎疾患にあたる。本計画上は、後者をさす。

○基本的対処方針等諮問委員会

国が召集する学識経験者などをメンバーとする会議。政府対策本部長が対策などを決定する際に意見を求められる。

○緊急事態区域

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が適用される区域。

○緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言。

○緊急事態措置

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合に適用される緊急的な措置。生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○空気感染（飛沫核感染）

感染した人の咳やくしゃみにより飛び散った飛沫の水分が蒸発することにより、5ミクロン以下の飛沫核が空気中を漂うこととなる。これを吸い込むことにより感染する経路。空気中に浮遊する飛沫核を除去するためには、特殊な換気システムやフィルターが必要となる。

○健康監視

国内における発症者の早期発見を目的として、検疫所から都道府県知事に依頼される、

発生国またはその一部地域からの入国者であって、停留をしないものに対する健康監視の措置。原則、患者と同一旅程の同行者とするが病原体の病原性感染性等を考慮し、対象者が選定される。

具体的には、感染が疑われる者に、感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内に体温その他健康状態の報告を求めることが予想される。

#### ○健康福祉センター（保健所）

都道府県が設置する、保健、医療及び福祉的機能を一体的に管理する施設。

政令市や中核市が設置する保健所は、福祉的機能を含まない。

#### ○検疫法

国内に常在しない感染症の病原体が、船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講ずることを目的とする法律。

#### ○現地対策本部

政府が、発生初期段階における調査支援のため、国内で初めて発生した都道府県（複数の場合は、都道府県の調査力等を勘案し選定）に、専門的な疫学調査等の知見を有する職員などを派遣し、都道府県が実施する調査の支援や政府対策本部と都道府県対策本部の調整などを行う。

#### ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

#### ○高齢者施設

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターなど。

#### ○国立感染症研究所

厚生労働省所管の研究施設。国民の保健医療向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにするとともに感染症の制圧を目的としている。

新型インフルエンザ等の発生時には、検査キットの開発・配布、ウイルスの遺伝子検査の確定診断を行う。

#### ○国立病院機構

厚生労働省所管の独立行政法人。医療機関等を運営する統括組織。

医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策と

して機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することが設立目的とされている。

#### ○個人防護

医療機関の職員等が行う専門的な感染に対する予防策だけでなく、市民が自己責任において実施する感染に対する予防策も含む。具体的に、個人でできる予防策としては、手洗いやうがい、マスクなどの着用などが考えられる。

#### ○個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋、防護服等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

#### ○査証措置

国が自国民以外に対して、その人物が所持する旅券（パスポート）が有効であり、かつその人物が入国しても差し支えないと示す証書のことを査証（ビザ）という。査証措置とは、査証の発行に関する手続きのこと。

#### ○サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

#### ○山武郡市医師会

一般社団法人山武郡市医師会。医師100名以上が会員として所属し、休日・夜間救急診療や、様々な健診、予防接種などを通じ、地域住民の健康維持に取り組んでいる。

#### ○事業継続計画

自然災害や、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、突発的な経営環境の変化など、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

#### ○時差出勤

交通混雑緩和のため、事業所が出勤時刻などをずらすこと。満員電車等で感染することを防ぐことが期待されている。

#### ○指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で、国及び都道府県知事が指定する機関。

新型インフルエンザ等が発生した時に、国や地方公共団体と連携して的確な対策の実施が求められている。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○社会福祉施設

社会福祉法や、福祉六法（生活保護法・児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・身体障がい者福祉法・知的障がい者福祉法・老人福祉法）をもとに作られた、社会福祉事業を行うための施設の総称。

○集団的接種

市町村等が設定した会場、日時に実施する予防接種。

○住民接種

特定接種対象者以外の方に実施する予防接種。

○症例定義

国への報告基準のこと。新型インフルエンザや新感染症については、発生後にその基準が決められ、国の統一した基準として発生状況の把握や、感染症法における入院勧告や就業規制を行う際の適用基準にもなる。

なお、症例定義は医師の臨床診断や保険病名を制約するものではない。

○障がい福祉サービス事業者

障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行う事業者。具体的なサービス内容は、サービスを受ける側の状況などに応じて実施される。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイル

スを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

#### ○新型インフルエンザ対策行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行以前に各団体が定めていた計画。東金市においても、平成21年に定めているが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の内容に合わせ、抜本的に改定し、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。

#### ○新型インフルエンザ等対策行動計画

政府、都道府県、市町村などが、各自の対策の方針を定めた計画。東金市においては、本計画がこれにあたる。

#### ○新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議

新型インフルエンザ等及び高病原性鳥インフルエンザ等の発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、設置する会議。内閣官房が構成員を定める。

#### ○新型インフルエンザ等相談窓口

都道府県、保健福祉センター(保健所)、都道府県医師会、市町村等が設置する、一般的な相談に対する窓口。より専門的な内容について対応する帰国者・接触者相談センターとは、異なる役割を担う。

#### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法

新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めた法律。

#### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行のための細則、または法律の委任に基づく事項を定めた命令。

#### ○新型インフルエンザ等対策閣僚会議

新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するために設置する会議。構成員は全閣僚とし、必要に応じ関係者の出席を求める。

#### ○新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそ

れがあると認められるものをいう。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項)

#### ○人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

#### ○新臨時接種

予防接種法第6条第3項に基づく臨時予防接種。

り患した場合の病状が重篤でないと認められる場合に、公権力による勧奨は行うものの、対象者へ努力義務をかけずに予防接種を行う仕組み。

#### ○診療継続計画

政府行動計画において、全ての医療機関に作成が求められている、新型インフルエンザ等発生時の診療体制などを定めた計画のこと。

#### ○咳エチケット

感染症を他人にうつさないように心がけるマナーのこと。

- ・咳、くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1 m 以上離れる。
- ・呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付の廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- ・咳をしている人はマスクをする、またはマスクの着用を促す。
- ・マスクの装着は説明書をよく読み、顔に密着するように正しく着用する。

#### ○世界保健機関（WHO : World Health Organization）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。(WHO憲章第1条)」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

#### ○政府対策本部

新型インフルエンザ等が発生した際に、内閣総理大臣を本部長として設置される会議。

#### ○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

#### ○接触感染

感染源に直接接触することにより引き起こす直接接触感染と、汚染された媒介無生物を介して起こる感染接触感染がある。

○接触歴

新型インフルエンザ等により患した患者が、人や動物などに接触した履歴。

○済生会病院病院

日本の慈善事業団体である済生会（社会福祉法人恩賜財団済生会）が運営する病院。

○千葉県医師会

公益社団法人千葉県医師会。活動に賛同した医師が任意で加入する。

○千葉県衛生研究所

「感染症(食中毒、インフルエンザ等)」、「食品・医薬品・飲料水の汚染」などから健康と生活の安全のための総合機関。関係行政部局、保健所等と緊密に連携しながら、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う。

○千葉県対策本部

千葉県知事を本部長とする、県の対策本部。

○知見

実際に見聞きした知識のこと。

○地区医師会

都道府県医師会や郡市医師会のこと。医師などが任意加入する組織。

○地区薬剤師会

都道府県薬剤師会や郡市薬剤師会のこと。薬剤師などが任意加入する組織。

○致命率 (Case Fatal ity Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○中核的医療機関

地域の医療連携の中核を担う病院のこと。かかりつけ医で行うことが難しい専門的な検査や、地域内の他の医療機関では提供することが困難な医療機能が必要となった場合に診療にあたる。

○停留

その場に留めること。成田空港の場合、近くのホテルの個室に一定期間留まり、医師などから健康状態を確認されることが予想される。

○定員超過入院

医療法施行規則のただし書きに基づき、本来定められている入院定員を超過し、患者を

入院させること。

○東京検疫所千葉検疫所支所

千葉市中央区中央港にある、東京検疫所の支所。海外で流行する検疫感染症や国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の国内への侵入と蔓延を防止するために、「検疫法」に基づき外国から来航する船舶や航空機及びその乗客、乗組員に対して検疫を行う。

○東金市業務継続計画

新型インフルエンザ等がまん延した場合にも、市民生活への影響を最小限とするため、市役所の業務内容の選択的縮小とそれに伴う人員配置などを計画するもの。今後、作成予定。

○東金市新型インフルエンザ等対策本部

東金市長を本部長とする本市対策本部。

○東金市新型インフルエンザ等対策連絡会議

対策本部の下部組織として、担当者レベルで関係機関の調整などを行う組織。

○特定市町村

市町村の一部もしくはすべてが、緊急事態宣言に指定された地区に含まれた場合、特定市町村と位置づけられる。

○特定接種

特措法に基づき、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○鳥インフルエンザ（A／H5N1）

動物、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるように変化

し、さらに人から人へと効率よく感染するようになったもの。

○鳥インフルエンザ（A／H7N9）

2013年4月1日に、WHOから、中国で人への感染があったことを公表された鳥インフルエンザ。現在のところ、人から人への感染は報告されていない。

○成田空港検疫所

成田空港内に設置されている厚生労働省の出先機関、厚生労働省成田空港検疫所。入国者の検疫、健康相談などを行う。

○成田国際空港保健衛生協議会

厚生労働省成田空港検疫所と協力し、検疫を行う組織。

○二次医療圏

入院ベッドが地域ごとにどれだけ必要かを考慮して決められる医療の地域圏。手術や救急などの一般的な医療を地域で完結することを目指し、厚生労働省が医療法に基づいて、地理的つながりや交通事情を考慮しエリアを定める。複数の市町村を1つの単位とし、都道府県を3～20に分ける。

一般的に1次医療圏は市町村、3次医療圏は都道府県全域をさす。

○日赤病院

日本赤十字社及び都道府県支部が運営する病院。

○濃厚接触者

患者と濃密に、高頻度又は長期間接触したことにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。具体的な対象は、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ決定されるが、患者と同居する家族等が想定される。

○バイアル

薬品を入れる透明の容器で、ゴム製の蓋をする。

○曝露

有害物質や病原体などにさらされること。

○発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ○非透過性納体袋

遺体を入れておくための袋。臨時遺体安置所などに遺体を安置する際などに使用する。

#### ○飛沫感染

感染者の咳やくしゃみによりウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込むことによる感染経路。

#### ○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

#### ○病原体

病気を引き起こす微生物やウイルスなど。病原体により発症する病気を感染症という。

#### ○不顕性感染

感染が起こっても発病に至らない状態。検査等を行わないと識別ができない。

#### ○副反応

ワクチン投与に伴う、免疫付与以外の反応。

#### ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

#### ○防疫措置

新型インフルエンザ等のまん延を防ぐため、ウイルスを封じ込めるために行う措置。家畜の殺傷なども含まれる。

#### ○水際対策

新型インフルエンザウイルス等の国内への侵入を、港や空港などの検疫を強化すること

により防ぐこと。

○優先接種対象者

住民接種において、優先的に予防接種を実施すべきと国が定めた人のこと。年齢や、持病などから、順位が決定される。

○優先接種対象証明書

優先接種対象者の内、医学的ハイリスク者であることをかかりつけ医が証明するための様式。

○有症時

症状がある状態のこと。

○予防接種後副反応報告基準

予防接種の副反応として、市へ報告する基準。

○予防接種後副反応報告書

予防接種の副反応として、市へ報告する様式。

○予防投与

患者と接触し感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者に対し、発症を抑制し感染拡大のリスクを軽減するため、抗インフルエンザウイルス薬等を発症前に投与すること。

○要援護者

新型インフルエンザ等がまん延した場合、自力では日常生活にも支障をきたす可能性がある方。

○り患

病気にかかること。

○臨時遺体安置所

火葬能力を超える死者が出た場合、市が定める建物を臨時遺体安置所とし、火葬までの間の保管場所とする。

○臨床像

その病気にかかることにより、どのような症状は出るか、どのような検査値が出るかなど。

○労災病院

厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康福祉機構が運営する病院。

○PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

○SARS (重症急性呼吸症候群)

2002年11月～2003年8月までに、全世界で8,000人以上に感染し、900人以上が死亡したSARSコロナウイルスによる感染症。感染症法上、二類感染症として位置づけられている。

【 関係法令（抜粋） 】

(平成26年9月現在)

○新型インフルエンザ等対策特別措置法第3条

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- 2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。
- 3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。
- 4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- 6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条

(政府行動計画の作成及び公表等)

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

- 2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
  - 二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項
    - イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六条第七項 に規定する新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集
    - ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供
    - ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進

- ニ 検疫、第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
  - ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整
  - ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置
- 三 第二十八条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項
- 四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
- 3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。
- 7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

#### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条

(市町村行動計画)

- 第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
  - 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
    - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
    - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
  - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

#### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条

(政府対策本部の設置)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置するものとする。

- 2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

#### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条

(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

第二十二條 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

#### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四條 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関(第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。)又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型

インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

## ○新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第三項及び第四項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、

当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。）及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第七条及び第八条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期的予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期的予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期的予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

#### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエン

- ザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。
- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
  - 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
  - 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

#### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条

（住民に対する予防接種）

- 第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。
- 2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。
  - 3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。
  - 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条及び第二十七条の規定は、適用しない。
  - 5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事

に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

- 6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

一 学校（第三号に掲げるものを除く。）

二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設

四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

五 集会場又は公会堂

六 展示場

七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）

八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

九 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場

十 博物館、美術館又は図書館

十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

十四 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

- 2 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

○予防接種法第6条

(臨時に行う予防接種)

第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。
- 3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

○予防接種法第22条

(保健福祉事業の推進)

第二十二条 国は、第十六条第一項第一号から第三号まで又は同条第二項第一号から第三号までに掲げる給付の支給に係る者であって居宅において介護を受けるものの医療、介護等に関し、その家庭からの相談に応ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図るものとする。

○予防接種法第23条

(国等の責務)

第二十三条 国は、国民が正しい理解の下に予防接種を受けるよう、予防接種に関する啓発及び知識の普及を図るものとする。

- 2 国は、予防接種の円滑かつ適正な実施を確保するため、予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、予防接種による健康被害の発生を予防するため、予防接種事業に従事する者に対する研修の実施等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国は、予防接種による免疫の獲得の状況に関する調査、予防接種による健康被害の発生状況に関する調査その他予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。
- 5 病院又は診療所の開設者、医師、ワクチン製造販売業者、予防接種を受けた者又はその保護者その他の関係者は、前各項の国の責務の遂行に必要な協力をするよう努めるものとする。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

- 2 この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
  - 一 エボラ出血熱

- 二 クリミア・コンゴ出血熱
  - 三 痘そう
  - 四 南米出血熱
  - 五 ペスト
  - 六 マールブルグ病
  - 七 ラッサ熱
- 3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 急性灰白髄炎
  - 二 結核
  - 三 ジフテリア
  - 四 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
  - 五 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。第五項第七号において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）
- 4 この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 コレラ
  - 二 細菌性赤痢
  - 三 腸管出血性大腸菌感染症
  - 四 腸チフス
  - 五 パラチフス
- 5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 E型肝炎
  - 二 A型肝炎
  - 三 黄熱
  - 四 Q熱
  - 五 狂犬病
  - 六 炭疽
  - 七 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）
  - 八 ボツリヌス症
  - 九 マラリア
  - 十 野兔病
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの
- 6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
  - 二 ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）
  - 三 クリプトスポリジウム症
  - 四 後天性免疫不全症候群

- 五 性器クラミジア感染症
- 六 梅毒
- 七 麻しん
- 八 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
- 九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病（四類感染症を除く。）であって、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの
- 7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
  - 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
  - 二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- 8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
- 9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
- 10 この法律において「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう。
- 11 この法律において「無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
- 12 この法律において「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関をいう。
- 13 この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。
- 14 この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。
- 15 この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

16 この法律において「結核指定医療機関」とは、結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局をいう。

17 この法律において「病原体等」とは、感染症の病原体及び毒素をいう。

18 この法律において「毒素」とは、感染症の病原体によって産生される物質であって、人の生体内に入った場合に人を発病させ、又は死亡させるもの（人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるもの（以下「人工合成毒素」という。）を含む。）をいう。

19 この法律において「特定病原体等」とは、一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。

20 この法律において「一種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定による承認を受けた医薬品に含有されるものその他これに準ずる病原体等（以下「医薬品等」という。）であって、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

一 アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス及びラッサウイルス

二 エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス、ザイルウイルス、スーダンエボラウイルス及びレストンエボラウイルス

三 オルソポックスウイルス属バリオラウイルス（別名痘そうウイルス）

四 ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス（別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス）

五 マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス

六 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

21 この法律において「二種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

一 エルシニア属ペスティス（別名ペスト菌）

二 クロストリジウム属ボツリヌム（別名ボツリヌス菌）

三 コロナウイルス属SARSコロナウイルス

四 バシラス属アントラシス（別名炭疽菌）

五 フランシセラ属ツラレンシス種（別名野兎病菌）亜種ツラレンシス及びホルアークティカ

六 ボツリヌス毒素（人工合成毒素であって、その構造式がボツリヌス毒素の構造式と同一であるものを含む。）

七 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

22 この法律において「三種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

一 コクシエラ属バーネッティイ

二 マイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）（イソニコチン酸ヒドラジド及びリファンピシンに対し耐性を有するものに限る。）

- 三 リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）
  - 四 前三号に掲げるもののほか、前三号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの
- 23 この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。
- 一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH二N二、H五N一若しくはH七N七であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）
  - 二 エシェリヒア属コリー（別名大腸菌）（腸管出血性大腸菌に限る。）
  - 三 エンテロウイルス属ポリオウイルス
  - 四 クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が一型又は二型であるものに限る。）
  - 五 サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ又はパラタイフィAであるものに限る。）
  - 六 志賀毒素（人工合成毒素であつて、その構造式が志賀毒素の構造式と同一であるものを含む。）
  - 七 シゲラ属（別名赤痢菌）ソンネイ、デイゼンテリエ、フレキシネリー及びボイデイ
  - 八 ビブリオ属コレラ（別名コレラ菌）（血清型がO一又はO一三九であるものに限る。）
  - 九 フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス（別名黄熱ウイルス）
  - 十 マイコバクテリウム属ツベルクローシス（前項第二号に掲げる病原体を除く。）
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

#### ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条

（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、前二項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

- 4 第一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規定を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他同項の規定による質問又は必要な調査を実施するため必要な協力を求めることができる。
- 7 第四項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。
- 8 第四項の証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

